

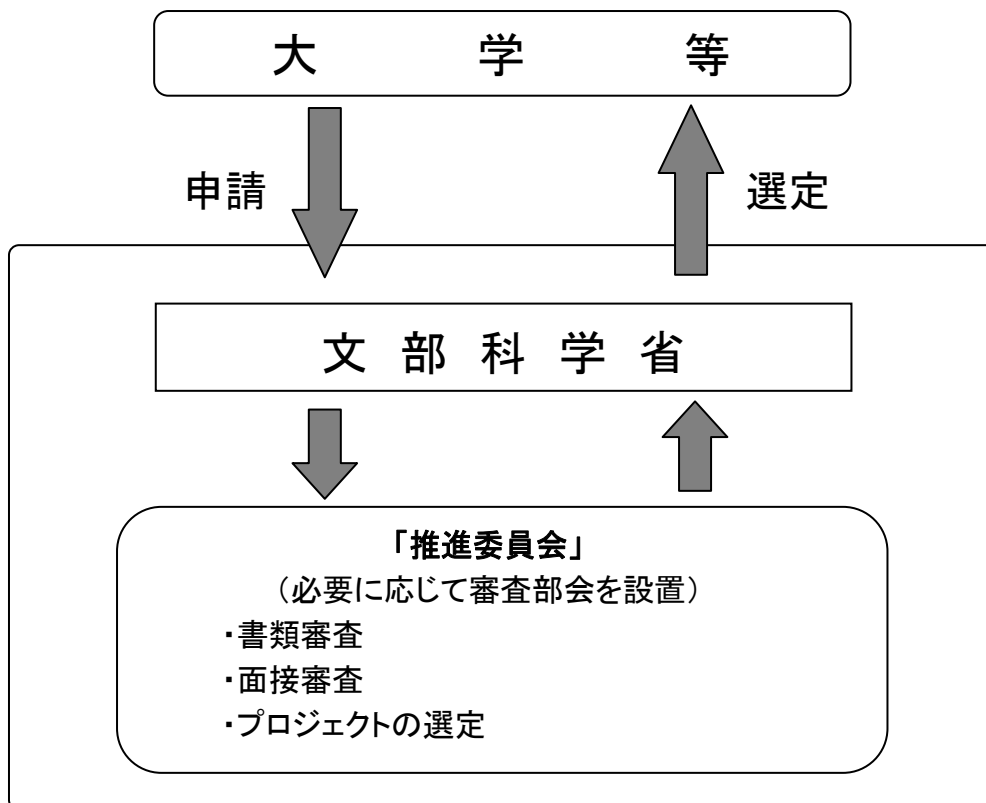
産学連携による実践型人材育成事業—ものづくり技術者育成— 審査要項

I 本事業の趣旨

本事業は、大学・短期大学・高等専門学校（以下、「大学等」という。）での技術者教育において、ものづくりに関する技術教育を充実させることを目指し、これまで主に行われてきた理論の習得を目的とした講義中心の教育ではなく、地域や産業界と連携した実験・実習と講義の有機的な組み合わせによる教育プログラムの開発・実施を通じ、ものづくり分野を革新させる高度な知識及び確かな技術を併せ持ち、ものづくり過程の全体を見渡し技術の目利きをすることのできるものづくり技術者の育成を推進することを目的とする。

II 本事業の審査

審査の客観性を担保するため、ものづくり技術者育成推進委員会（以下「推進委員会」という。）は、書類審査及び面接審査を実施した上で合議審査によりプロジェクトを選定する。



Ⅲ 審査方針

本事業におけるプロジェクトの選定に当たっては、次の点に留意する。

【① 総論】

- ①－1 これまで主に行われてきた理論の習得を目的とした講義中心の教育ではなく、地域や産業界と連携した実験・実習と講義の有機的な組み合わせによる教育プログラムの開発・実施を通じ、ものづくり分野を革新させる高度な知識及び確かな技術を併せ持ち、ものづくり過程の全体を見渡し技術の目利きをすることのできるものづくり技術者を育成するにふさわしい教育プログラムを開発しうるプロジェクトであるか。
- ①－2 地域や産業界との有機的な連携により、企業等において先導的役割を担う人材を育成するにふさわしい出口を意識したプロジェクトであるか。
- ①－3 プロジェクトの目標、特徴、コンセプトが明確であり、かつ、当該大学等の教職員、学生及び連携企業等の三者がその認識を共有しているか。

【② プロジェクトの内容について】

- ②－1 地域や産業界と連携した実験、実習と講義を有機的に組み合わせた実践的なプログラムを開発するプロジェクトとなっているか。
- ②－2 地域や産業界との連携による教育体制の強化及び教育内容・方法の改善など、具体的な教育プログラムの開発及び実施について、産学が有機的な連携がなされているか。
- ②－3 企業等の技術者が有するものづくりの知識、ノウハウ等の現場の技術の維持、確保に資する人材の育成を目指したものとなっているか。
- ②－4 ものづくり分野を革新させる高度な知識及び確かな技術を併せ持ち、ものづくり過程の全体を見渡し技術の目利きをすることのできる俯瞰的な人材の育成を目指したものであるか。

【③ プロジェクトの実施計画について】

- ③－1 プロジェクトの目標を達成するための実施計画が具体的かつ明確に設定され、実現性が高く妥当なものとなっているか。
- ③－2 目標達成に必要な教員組織など、プロジェクトを効果的に推進できる実施体制となっているか。
- ③－3 取組代表者はプロジェクトを実施する上で必要な権限と責任を有し、リーダーシップを十分に発揮できる体制となっているか。
- ③－4 プロジェクトを実施する上で必要なマネジメント体制（運営委員会の設置等）が適切であるか。
- ③－5 プロジェクトの実施体制について、地域や産業界との間で緊密な連携が図られる体制となっているか。

- ③-6 学内関係部局との連携体制が明確であるか。
- ③-7 民間企業等との連携に関して、教員の派遣、施設・設備や知的財産の提供等の計画が具体的なものとなっているか
- ③-8 教育プログラムが、プロジェクト実施期間中もしくは終了後に正規の教育課程あるいはその一部として位置付けられるものであるか。

【④ プロジェクトの有効性について】

- ④-1 プロジェクトの成果がものづくり分野を革新させる高度な知識及び確かな技術を併せ持ち、ものづくり過程の全体を見渡し技術の目利きをすることのできる俯瞰的な人材の育成への効果として期待できるものになっているか。
- ④-2 プロジェクトの内容及び成果等について、普及方策が明確であり、他大学等への波及効果が期待できるか。

【⑤ プロジェクトの評価体制について】

- ⑤-1 組織としてプロジェクトに対しての評価を適切に実施する体制の整備又は計画がなされているか。
- ⑤-2 評価結果を教育研究活動の質の向上及び改善に結び付けるシステムの整備又は計画がなされているか。

【⑥ 委託期間終了後の方針について】

- ⑥-1 委託期間終了後、自立的かつ発展的な運営が行われるための方針及び計画が明確に示されているか。

IV その他

1 開示・非開示

(1) 推進委員会の審議内容の取扱いについて

- ① 推進委員会の会議及び会議資料は、原則、公開することとする。ただし、次に掲げる場合であって推進委員会が非公開とすることを決定したときは、この限りではない。
 - 1) プロジェクトの選定・評価に関する調査・審議の場合
 - 2) その他推進委員会委員長が公開することが適当でない判断した場合
- ② 推進委員会の議事要旨は、原則、公開することとする。ただし、選定・評価に関する調査・審議の場合は非公開とする。
- ③ 選定されたプロジェクトは、文部科学省ホームページへの掲載等により、広く社会への情報提供に努めることとする。

(2) 委員等氏名について

推進委員会委員の氏名は、予め公表することとする。

2 利害関係者の排除

委員は、本人が利害関係者と見なされる申請にかかる個別の書類審査及び面接審査については参加しないこととする。

(利害関係者と見なされる場合の例)

- ・委員が所属している大学等からの申請
- ・委員が所属している企業等と連携した取組の申請
- ・その他委員が中立・公正に審査することが困難であると判断される申請